

福井市園芸総合振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 園芸総合振興事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の名称)

第2条 補助事業の名称は、園芸総合振興事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助金の目的)

第3条 農業者等が行う園芸生産や収穫物の共同出荷等に必要な施設・機械の整備に対して支援することで、産地や農業従事者を育成するとともに、農業所得を維持・増加させることを目的とする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業経営の複合化 複数の作物を生産して農業経営を行うことをいう。
- (2) 集落営農組織 集落を単位として、生産工程の全部又は一部を協同で取組む組織をいう。
- (3) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に定める者をいう。
- (4) 認定新規就農者 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に定める者をいう。
- (5) 営農集団 農家3戸以上で組織され、代表者及び構成員の定めや規約等が整備されている任意組織、又は定款で主たる事業を農業や農業関連事業と定めている法人組織をいう。
- (6) 小規模園芸農家 事業実施前年度の園芸販売額の実績が3,000千円未満の者をいう。
- (7) 新規園芸農家 事業実施前年度に園芸作物の生産実績がなく、新たに園芸作物の生産に取り組む者をいう。
- (8) 生産推奨品目 地域の特性に応じて選定した生産を推奨する園芸品目をいう。
- (9) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に定める事業とする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定める者とする。

(事業期間)

第7条 補助事業の対象となる期間は、別表第1に定める期間とする。

(対象経費及び補助金の額)

第8条 補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表第2に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(実施計画)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ十分に検討した上、実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、提出された実施計画書を審査し、適正であると認めたとき、補助金交付内示(様式第1号)により、当該実施計画書を提出した者に通知する。

(交付申請)

第10条 補助金の交付内示の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、規則第3条第1項の規定により、内示に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第11条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第6条の規定により補助金交付決定通知書(様式第3号(1))を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の内容(軽微な変更は除く)又は補助金額の変更(軽微な配分の変更を除く。)を必要とする場合は、市長に変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書(様式第3号(2))をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第13条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、市長に事業取下承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の中止又は廃止を承認したとき、若しくは、承認しないことを決定したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(様式第3号(3))をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(状況報告)

第14条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 着手報告書

補助対象事業の着手は、原則として要綱第11条の交付決定に基づき行うものと

し、着手したときは、速やかにその旨を着手報告書（様式第 6 号）にて市長に提出するものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届（様式第 7 号）を市長に提出するものとし、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

（2）契約顛末報告書

補助事業者は、請負入札又は随意により契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書（様式第 8 号）にて市長に提出するものとする。

（3）竣工届

補助事業者は、補助対象事業が竣工したときは、速やかにその旨を竣工届（様式第 9 号）にて市長に提出するものとする。

（実績報告）

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第 11 条の規定により、補助対象事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内又は補助金の交付決定を受けた市の会計年度の最終日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 16 条 市長は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第 12 条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 11 号）により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第 17 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 12 号）に交付決定通知書の写し、又は補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第 18 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。ただし、別表第 2 において国庫補助金の交付を受けた事業については、補助対象事業が完了した日から 10 年間保管しなければならない。

（電磁的記録による手続）

第 19 条 この要綱の規定により書面で行うこととしている手続は、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

（雑則）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決

定がなされた補助金については、なお効力を有する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 16 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 31 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条、第6条及び第7条関係）

事業種目		事業内容	補助対象者	事業期間
スマート農業支援		農業の担い手不足に対応するため、作業の効率化・省力化のためのスマート農業の導入等の取組に対して支援	認定農業者、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等	1年間
規模拡大支援		園芸産地育成や水田園芸の拡大のため、園芸に新たに取り組む場合や規模拡大に必要な機械・施設等の整備及び畑地化に対して支援	認定農業者、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人	1年間
共同利用支援		園芸品目の産地の生産・出荷拡大のため、作業等の合理化に必要な共同利用機械や共同利用施設の整備に対して支援	農業協同組合、市町等が出資する法人	1年間
産地再生支援	リノベーション型	園芸施設の使用可能期間の延長のため、生産力の低下がみられる既存園芸施設の改修、栽培設備の更新を行う場合に、必要な資材費、施工等に対して支援	生産部会、産地協議会、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等	1年間
	継承型	園芸施設の使用可能期間を延長し、後継者不在のハウスの有効活用のため、既存園芸施設の改修、栽培設備の更新を行う場合に、必要な資材費、施工等に対して支援	ハウス・設備の所有者又は、ハウス・設備を譲渡又はリースされる者	1年間
	果樹型	果樹の省力栽培や多収性品種への転換を行う場合に、必要な資材費、施工等に対して支援	農業者、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等	1年間
ステップアップ支援		新たに園芸作物の生産、若しくは、園芸作物の生産拡大に必要な農業施設や農業機械等の整備に対して支援	小規模園芸農家、新規園芸農家、認定新規就農者	1年間

スマートエ コ園芸推進	園芸施設整備	ICT を活用した環境や生育データに基づく栽培管理に加え、環境に配慮した周年栽培を行う大規模園芸施設の整備に対して支援	強い農業づくり 総合支援交付金 型	強い農業づくり総合 支援交付金交付等要 綱に定められた事業 実施主体等の要件を 満たす者	1 年間
			産地生産基盤パ ワーアップ事業 型	産地生産基盤パワー アップ事業補助金交 付等要綱に定められ た事業実施主体等の 要件を満たす者	
	省エネ設備 等導入支援	既存施設や露地園芸への省エネルギー性能・省CO2性能に 優れた設備等の導入や更新に対して支援	農業法人、生産者集団等		
園芸産地広域拠点整備		園芸産出額の拡大と園芸産地の競争力強化のため、広域で機能する集出荷拠点や種苗供給拠点等の整備に対して支援	農業協同組合等		最大2年間 ※活用する国 庫事業に従う
地域担い手づくり整備		認定農業者や集落営農等の担い手の規模拡大、多角化・複合化等に必要な農業用機械等の整備に対して支援（園芸分野）	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等		1 年間

別表第 2（第 8 条関係）

事業種目		対象経費		補助対象事業費	国庫補助率	県費補助率	市費補助率
スマート農業支援		①自動操舵装置および同装置を搭載する機械本体、農業用ドローン、環境制御装置（一体的に整備する園芸施設を含む）、自立走行またはリモコン式の草刈り機、自立追従型運搬機 ②上記①に装着して利用する機械 ③上記①および②の格納に必要な施設等		500 千円～36,000 千円	—	1/2 以内 （ふくいのスマート農業加速化事業補助金）	—
規模拡大支援		栽培用機械施設、病虫害防除機械施設、土づくり機械施設、自然災害防止施設、集出荷調製・加工施設、園地造成、排水施設、かんがい施設、作業道整備		3,000 千円～33,000 千円		1/3 以内 （未来に繋ぐふくいの農業応援事業補助金）	1/10 以内
共同利用支援				6,000 千円～55,000 千円			
産地再生支援	リノベーション型	ハウスの鋼材等の改修、ハウスの被覆資材の張替、果樹棚の改修、遮光カーテン、ヒートポンプ等の栽培設備、施工に要する経費 ※法定耐用年数が経過しているハウスや設備を対象としたものに限る。		3,000 千円～12,000 千円		1/3 以内 （未来に繋ぐふくいの農業応援事業補助金）	県の補助額の 1/2 以上（県事業義務負担）
	継承型						
	果樹型	園地造成、果樹棚、かん水設備、多目的防災網、スピードスプレーヤ、幼木管理に必要な資材等		12,000 千円以内			
ステップアップ支援		新規園芸農家 小規模園芸農家	栽培用機械施設	900 千円～2,000 千円	—	—	1/3 以内
		認定新規就農者		2,000 千円～10,000 千円			

スマートエコ園芸推進	園芸施設整備	【強い農業づくり総合支援交付金型】 スマートエコ園芸推進事業実施要領に定められたもの		—	1/2 以内	1/10 以内	1/10 以内
		【産地生産基盤パワーアップ事業型】 スマートエコ園芸推進事業実施要領に定められたもの					
	省エネ設備等導入支援	園芸栽培やその生産管理に関する設備、資材等かつエネルギー消費量または CO2 排出量を 15 %以上または 30 %以上削減できる設備・資材等、施工に要する経費（処分費を含む）		— (県費補助上限 600 万円)	—	1/2 以内	
				— (県費補助上限 400 万円)		1/3 以内	
園芸産地広域拠点整備		広域拠点施設等の整備	園芸産地広域拠点整備事業実施要領に定められたもの (農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、種子種苗生産関連施設)	—	1/2 以内 ※活用する国庫事業に従う	1/10 以内 (園芸産地広域拠点整備事業)	1/10 以内
地域担い手づくり整備		融資主体支援タイプ	農地利用効率化等支援交付金実施要綱に定められたもの	— (国費補助上限 300 万円 目標年度の経営面積が基準以上であれば 600 万円)	3/10 以内 (農地利用効率化等支援交付金)	—	—
		地域農業構造転換タイプ		— (国費補助上限 1,500 万円)	3/10 以内 (農地利用効率化等支援交付金) リースによる導入は 3/7 以内		
		条件不利地域支援タイプ		— (国費補助上限 4,000 万円)	1/2 以内 (農地利用効率化等支援交付金) 農業用機械は 1/3 以内		

様式第 1 号 補助金交付内示

農第 号
年 月 日

様

福井市長

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 補助金交付内示

年 月 日付けで提出のあった 年度園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 実施計画書については、内容等が適正と認められるため、福井市園芸総合振興事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項に基づき、下記のとおり補助金交付額を内示します。

つきましては、福井市補助金等交付規則第 3 条及び同事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、補助金交付申請書を提出願います。なお、申請書の提出期日は、 年 月 日と定めましたのでご了解願います。

記

事 業 名	総事業費	補助対象事業費	補助金交付内示額
年度 園芸総合振興事業 （ 事業種目 ）	円	円	円

様式第 2 号 補助金交付申請書

番 年 月 号
日

福井市長 様

住 所

氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 補助金交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市補助金等交付規則第 3 条により、
円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

（1）施行場所

（2）事業量

（3）総事業費

（4）補助対象事業費

3 着手予定年月日 年 月 日

4 完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
市補助金等					
借 入 金					
自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

様式第3号（1） 補助金交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付けで申請のあった 年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業費	円）
補助金の額	円

3 補助金額は、当該事業に要した経費の実支出額に福井市園芸総合振興事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に定められた交付率を乗じて得た額、若しくは、前に掲げる補助金の額（変更された場合は変更された額）のいずれか低い額とする。

4 補助事業者は、次の該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
（1）補助事業の補助金額の変更（軽微な配分の変更を除く。）を必要とするとき。
（2）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
（3）補助事業を中止し、又は廃止するとき。

5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

6 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、規則、要綱、ふくいのスマート農業加速化事業（①スマート農業支援）実施要領、未来に繋ぐふくいの農業応援事業実施要領、ステップアップ事業実施要領、スマートエコ園芸推進事業実施要領、園芸産地広域拠点整備事業実施要領、地域担い手づくり整備事業実施要領及びその他関係通知及び通達（以下「関係法令等」という。）の定めるところに従わなければならない。

- 7 補助事業の遂行にあたり、売買、請負その他の契約をする場合には、見積合わせ等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にすること。なお、見積合わせ、入札は下表を基準に実施することとする。

予定価格	方式	見積を徴する、若しくは入札を指名する業者数
おおむね 1 0 万円未満	見積合わせ	1 者以上
おおむね 5 0 万円未満	見積合わせ	原則として 2 者以上
おおむね 2 5 0 万円未満	見積合わせ	原則として 3 者以上
おおむね 2 5 0 万円以上	入札	原則として 3 者以上の指名競争入札

- 8 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保存しなければならない。別表第 2 において国庫補助金の交付を受けた事業については、補助対象事業が完了した日から 10 年間整備保管しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第 1 号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

- 9 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- 10 補助事業者は、補助事業によって取得した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、補助金交付の目的に反して使用してはならない。

- 11 補助事業者が前記により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

- 12 関係法令等又は市の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- 13 市長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

- 14 補助金交付の条件は、前記 4 から 13 までに定めるもののほか次のとおりとする。

（1）補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない（補助金の交付を申請するにあっても同税額を減額して報告しなければならない。）。ア 補助事業者は、事業完了実績報告（規則第 12 条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、及び当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、完了実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該

補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第 2 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（2）市長は、(1)の規定に伴う報告があった消費税仕入控除額が規則第 12 条の規定により確定した補助金額に係る消費税仕入控除税額を超えるときには、速やかに、その超える額の返還を命じるものとする。

15 補助金について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

別紙様式第1号 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名	地区			事業実施年度		年		福井市役所農政企画課所管補助金			園芸総合振興事業（ 事業種目 ）				
事業種類	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期		処分の状況		摘 要
	事業種目 （事業細目）	事業実 施主体	工種構造 施設区分	施工箇所又 は設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 区 分		耐用 年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									市 費	その他					
	計														
	計														
	合 計														

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第 2 号 消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号により交付決定通知があった 年度
園芸総合振興事業（ 事業種目 ）補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 福井市補助金等交付規則第 12 条の補助金の額の確定額 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第 3 号（2） 補助金変更交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）
の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和 4 8
年福井市規則第 11 号）第 6 条の規定による、 年 月 日付け福井市指令農第 号
の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 変更前の交付決定額 円

2 変更後の交付決定額 円

3 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日
付けで申請のあった 年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）とし、その内容は申請書
記載のとおりとする。

4 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業費	円）
補助金の額	円

様式第 3 号（3） 補助金交付決定取消通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）の
取下げについては、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和 48 年福井
市規則第 11 号）第 6 条の規定による、 年 月 日付け福井市指令農第 号の交
付決定を取り消したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取 消 額 円
- 3 取 消 理 由

様式第 4 号 変更承認申請書

農第 年 月 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度園芸総合振興事業（ 事業種目 ）を下記のとおり変更したいので、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 5 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更計画及び変更経費の配分

様式第 5 号 取下承認申請書

番 年 月 号 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 取下承認申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度園芸総合振興事業（ 事業種目 ）を取下げたいので、福井市園芸総合振興事業補助金交付要綱第 11 条の規定により承認を申請します。

記

1 取下げの理由

様式第 6 号 着手報告書

番 年 月 日 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 着手報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度園芸総合振興事業（ 事業種目 ）を下記のとおり着手しましたので報告します。

記

施 行 場 所	
事 業 量	
事 業 費	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

様式第 7 号 指令前着手届

番 年 月 日 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 指令前着手届

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）実施計画に基づく事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので届けます。

記

1 指令前着手理由

2 指令前着手に係る実施計画

事業実施主体名	事業内容 及び事業量	事業費 (円)	補助金 (円)	着手完了予定 年月日
				着手 年 月 日 完了 年 月 日

3 別記条件

- （１）補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- （２）補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。
- （３）当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わない。

様式第 8 号 契約顛末報告書

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 契約顛末報告書

年度に実施するみだしの事業について、別紙のとおり契約しましたので、その顛末を報告します。

(別紙) 契約顚末報告

年度 園芸総合振興事業 (事業種目)

(事業実施主体名)

地 区 名					
工 種 又 は 施 設 名					
契 約 の 方 法		指 名 競争入札・随契 一 般			
入 札 日 時		年 月 日 午 前 後			
入 札 場 所		福井市 町 字 番地			
執 行 者 名 職 氏 名					
入 札 立 会 人 氏 名					
入 札 価 格 等	請 負 入 札 に 附 す る 価 格	円			
	予 定 価 格	(円 %)			
落 札 価 格		(円 %)			
入 札 状 況	入 札 業 者 代 表 者 名	第 1 回	第 2 回	第 3 回	
		円	円	円	
契 約 の 状 況	契 約 者 名 住 所 氏 名				
	契 約 金 額	円			
	契 約 月 日				
入 札 差 金 額		円			

様式第 9 号 竣工届

番
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 竣工届

みだしの事業について、下記のとおり整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
竣工年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 （又は予定年月日）	
引き渡し年月日 （又は予定年月日）	

注：請負人等からの完了届、引渡届、出来高設計書等の写しを添付すること。

様式第 10 号 完了実績報告書

番
年 月 日

福井市長 様

住 所

氏 名

年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）完了実績報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で補助金の交付の決定を受けた
年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ）を完了したので、福井市補助金等交付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 11 条の規定に基づきその実績を下記のとおり報告します

記

1 事業の効果

2 事業の内容

(1) 施行場所

(2) 事業量

(3) 総事業費

(4) 補助対象事業費

3 着手年月日 年 月 日

4 完了年月日 年 月 日

5 収支決算
(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 年 度 額	本 予 算 年 度 額	比 較		説 明
			増	減	
市 補 助 金 等					
借 入 金					
自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 年 度 額	本 予 算 年 度 額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

※ その他必要な書類(工事出来高設計書, 図面等)を別に添付する。

福井市指令農第 号

氏 名

年 月 日

福井市長

記

2 交付確定額 円

請 求 書

円

ただし、 年度 園芸総合振興事業（ 事業種目 ） 補助金

補助金交付確定（決定）額 円
既交付額 円
今回請求額 円

上記のとおり補助金（概算・前払金）を請求します。

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

添付書類
市長が必要と認めて提出を求める書類(指令書写し)

振込金融 機関名	名 称
	店 名
種別	
番号	
口座名義 (カタカナ)	